

問1 住民が投票によって、地方公共団体の長を自ら選ぶ仕組みを何という？

1. 直接選挙 2. 推薦制 3. 間接選挙 4. 任命制

問2 自治体が住民から自ら徴収する税金と対比される、所得税や酒税のように国が徴収する税金を何という？

1. 地方債 2. 地方交付税 3. 国税 4. 地方税

問3 地方公共団体の長である知事が、議会で可決された議案に対して、一定の範囲で異議を唱えたり再議を求めたりする権限を何という？

1. 予算提出権 2. 招集権 3. 拒否権 4. 解散権

問4 住民が自らの意思で地域の政治を行う地方自治の基本理念であり、憲法に定められた原則を何という？

1. 直接請求 2. 地方自治の本旨 3. 議会制民主主義 4. 住民投票

問5 地方公共団体において、都道府県と市町村という2つの階層に分けて行政を行う仕組みを何という？

1. 住民自治 2. 地方分権 3. 二層制 4. 団体自治

問6 都道府県知事や市町村長の任期は、何年と定められている？

1. 3年 2. 5年 3. 4年 4. 6年

問7 地方公共団体の議会を構成し、条例の制定や予算の決定を行うために住民から選ばれた代表を何という？

1. 市町村長 2. 選挙管理委員 3. 議員 4. 知事

問8 地方議会が首長に対して「この人にはもう任せられない」として出す決議を何という？

1. 予算案の議決 2. 不信任決議 3. 事務監査請求 4. 解職請求

問9 住民が地方自治体の首長などの解職を求める権利を何という？

1. 監査請求 2. 解職請求 3. 条例制定請求 4. 事務監査請求

問10 地方交付税のように、使い道が定められておらず、自治体はその地域の判断で自由に使うことができる財源を何という？

1. 一般財源 2. 国庫支出金 3. 地方債 4. 特定財源

問11 地方公共団体が定めた条例が国の法律と矛盾・対立している場合、その規定はどうなる？

1. 無効 2. 違憲 3. 取消 4. 有効

問12 地方自治体ごとの税収格差を埋めて、どの地域でも一定水準の行政サービスを受けられるように国が配分するお金を何という？

1. 地方譲与税 2. 地方交付税交付金 3. 地方債 4. 国庫支出金

問13 議会が否決した予算案や条例案に対し、首長が議会に対して再度の審議を求める権限を何という？

1. 再議 2. 不信任決議 3. 辞職 4. 解散

問14 地方自治において、解職請求（リコール）が受理された後、住民が直接参加して解職の是非を決定する手続きを何という？

1. 採決 2. 審議 3. 投票 4. 署名

問15 住民が首長や議員の解職を求めるなど、政治に直接参加して地方自治を支える権利の総称を何という？

1. 議会の調査権 2. 議会の不信任権 3. 直接請求権 4. 知事の解散権

答え合わせ・解説

問1	答え 1 直接選挙	直接選挙は、都道府県知事や市町村長、議会議員を住民が直接投票によって選出する仕組みです。この選挙結果に基づいて選ばれた代表者が、住民の代表として行政や立法を担当します。これにより、首長と議会が別々に選ばれる「二元代表制」が成立し、お互いが緊張感を持って政治を行うことが可能になります。
問2	答え 4 地方税	地方税には、住民が住む地域に納める住民税や、固定資産税などがあります。地方交付税は、国が集めた国税の一部を、地方税の不足分を補うために分配する仕組みです。
問3	答え 3 拒否権	拒否権は、議会が可決した条例や予算などの議案に対して、首長が再議を求める権限です。これにより、首長は議会の決定を単独で拒否するのではなく、再度の審議を求めることで対等な立場で牽制を行います。
問4	答え 2 地方自治の本旨	地方自治の本旨とは、「住民自治」と「団体自治」の2つから成り立ちます。住民自治は住民の意思に基づく政治運営を指し、団体自治は国から独立した組織として地方公共団体が自律的に行政を行うことを指します。
問5	答え 3 二層制	この仕組みを二層制と呼びます。都道府県は広域的な業務や市町村間の調整を担い、市町村は住民の日常生活に密着した行政サービスを直接提供します。それぞれ独立した法人格を持ち、独自の条例や予算を編成して運営されます。
問6	答え 3 4年	地方自治法において、知事や市町村長の任期は4年と規定されています。この期間中に住民から委託された政策を実行し、一定期間ごとに選挙を行うことで、住民の意思が政治に反映されるサイクルが維持されています。
問7	答え 3 議員	議員は、地方議会の構成員として予算の承認や条例の制定、行政事務の監視などを行います。任期は通常4年で、住民の代表として行政に対する意見を述べたり、政策を議論したりすることで地方自治の健全性を保つ役割を担っています。
問8	答え 2 不信任決議	不信任決議は、議会が首長を信頼できないと判断した際に行う議決です。これが可決されると、首長は10日以内に議会を解散するか、そのまま辞職しなければなりません。議会を解散した場合は、その後行われる選挙で選ばれた新議会が再び不信任を決議すると、今度は首長が自動的に失職します。
問9	答え 2 解職請求	解職請求（リコール）は、首長や議員が住民の期待に沿わない政治を行っている場合に、有権者が署名を集めて行う解職の請求です。一定数以上の署名を集めて選挙管理委員会に提出し、その後の住民投票で過半数の賛成が得られれば、対象者は失職します。
問10	答え 1 一般財源	地方交付税は、自治体が自由に使い道を決められる「一般財源」の一種です。これに対し、国から特定の事業目的のために支給される「国庫支出金」は、使い道が限定される「特定財源」と呼ばれます。
問11	答え 1 無効	条例は地方の独自のルールですが、あくまで国全体の法律に違反してはならないという決まりがあります。もし条例の内容が国の法律と矛盾している場合、法律の優位性が認められ、その条例の規定は法的効力を持たない「無効」なものとして扱われます。
問12	答え 2 地方交付税交付金	このままでは、税収の少ない自治体では住民に十分な教育や福祉を提供できません。そこで、国が一定の基準に基づいて、税収の少ない自治体へ地方交付税交付金を配分します。
問13	答え 1 再議	首長が議会の決議に不服がある場合、あるいは執行できないと判断した場合に「再議」を要求できます。これにより、改めて議論を深めることができます。それでも議会が元の判断を堅持すれば、首長は解散権の行使を検討することもあります。
問14	答え 3 投票	住民から一定数以上の署名が集まって請求が受理されると、その自治体で住民投票が行われます。この投票で過半数の賛成があれば、首長や議員は自動的にその職を失うこととなります。
問15	答え 3 直接請求権	直接請求権は、住民が一定数の署名を集めることで、条例の制定・改廃の請求、事務監査の請求、議会の解散請求、首長や議員の解職請求などを行う権利です。これにより、日頃の政治運営だけでなく、重要な問題が起きた際に住民が強制力を持って政治を動かすことができます。